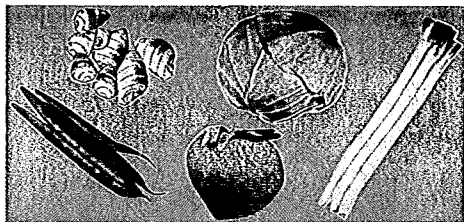


農作物価格差補給事業に係る対象品目単価表 (昭和61年度～63年度用)

単位: 円/kg

作物名	対象市場	月	市場基準額	保証基準額 (A)	最低基準額 (B)	補償単価 (A-B)	トン当たり農協負担金			トン当たり生産者負担金		
							県	市	計	県	市	計
秋冬さといも	県内外	10	212.26	191.00	84.90	106.10	4,455	849	5,304	8,273	1,273	9,546
		11	177.53	159.50	71.01	88.49	3,709	710	4,419	6,887	1,065	7,952
		12	207.82	187.00	83.13	103.87	4,362	831	5,193	8,100	1,246	9,346
いちじ	県外	5	834.44	751.00	417.22	333.78	11,682	3,337	15,019	21,696	5,006	26,702
		6	625.90	563.50	312.95	250.55	8,776	2,503	11,279	16,298	3,755	20,053
		5	632.78	569.50	316.39	253.11	8,859	2,531	11,390	16,452	3,796	20,248
夏秋キャベツ	県内外	6	398.08	353.50	199.04	154.46	5,484	1,522	7,006	10,184	2,283	12,467
		8	66.67	60.00	26.67	33.33	1,400	266	1,666	2,600	399	2,999
		9	74.44	67.00	29.78	37.22	1,564	297	1,861	2,904	446	3,350
冬キャベツ	県内外	10	53.29	48.00	21.32	26.68	1,122	213	1,335	2,084	319	2,403
		11	47.99	43.00	19.20	23.80	995	195	1,190	1,847	293	2,140
		12	52.77	47.50	21.11	26.39	1,109	211	1,320	2,059	316	2,375
秋冬ねぎ	県外	1	80.00	72.00	32.00	40.00	1,680	320	2,000	3,120	480	3,600
		2	92.22	83.00	36.89	46.11	1,937	368	2,305	3,597	553	4,150
		3	75.41	68.00	30.16	37.84	1,593	301	1,894	2,958	452	3,410
ごぼう	県内	11	177.93	160.00	71.17	88.83	3,727	711	4,438	6,921	1,067	7,988
		12	134.04	120.50	53.62	66.88	2,806	534	3,340	5,210	802	6,012
		11	126.71	114.00	50.68	63.32	2,658	507	3,165	4,936	760	5,696
ばれいしょ	県内	8	326.67	294.00	130.67	163.33	6,860	1,306	8,166	12,740	1,959	14,699
		9	305.60	275.00	122.24	152.76	6,415	1,222	7,637	11,913	1,833	13,746
		10	293.21	264.00	117.28	146.72	6,165	1,173	7,338	11,449	1,759	13,208
えだまめ	県内外	11	268.82	242.00	107.53	134.47	5,650	1,075	6,725	10,492	1,612	12,104
		12	221.54	199.50	88.62	110.88	4,661	886	5,547	8,655	1,329	9,984
		6	137.28	123.50	54.91	68.59	2,879	549	3,428	5,347	823	6,170
いんげん	県外	7	105.31	94.50	42.12	52.38	2,192	421	2,613	4,070	632	4,702
		6	99.28	89.50	39.71	49.79	2,095	397	2,492	3,891	595	4,486
		7	71.28	64.00	28.51	35.49	1,495	282	1,777	2,777	423	3,200
アスパラガス	県外	7	287.59	259.00	115.04	143.96	6,052	1,150	7,202	11,239	1,725	12,964
		8	360.15	324.00	144.06	179.94	7,554	1,440	8,994	14,028	2,160	16,188
		7	249.58	224.50	99.83	124.67	5,233	998	6,231	9,718	1,497	11,215
にんにく	県内	8	217.33	195.50	86.93	108.57	4,557	869	5,426	8,463	1,304	9,767
		7	402.59	362.50	201.30	261.20	5,648	1,610	7,258	10,490	2,415	12,905
		8	502.98	452.50	251.49	320.01	7,029	2,012	9,041	13,053	3,018	16,071
にんにく	県外	6	364.01	327.61	182.01	231.60	—	5,824	5,824	—	8,736	8,736
		7	298.71	269.00	149.36	199.64	4,193	1,194	5,387	7,787	1,792	9,579
		8	487.01	438.50	243.51	314.99	6,831	1,948	8,779	12,687	2,922	15,609
にんにく	県内外	5	733.56	660.00	366.78	473.22	10,256	2,934	13,190	19,046	4,401	23,447
		6	689.45	620.50	344.73	435.77	9,652	2,757	12,409	17,924	4,136	22,060
		7	890.65	801.50	445.33	576.17	12,463	3,362	15,825	23,145	5,043	28,188
にんにく	県内外	7	295.80	266.22	207.06	278.16	—	2,366	2,366	—	3,549	3,549
		8	353.66	318.29	247.56	311.73	—	2,829	2,829	—	4,243	4,243



農作物の価格補償制度

市では、昭和五十三年から水田利用再編対策の一環として、農作物価格補償制度を実施しています。さといも、キャベツ、いちじ、ごぼうなどの価格が暴落したら、生産者に補給金を交付

補償品目を栽培して産地拡大を

積が大幅に増加し、野菜の価格は今まで以上に不安定な状況に達するおそれがあります。現在、補償対象農作物は、当市の土地条件にあった品目として十二品目を設定してあります。市場への定産・継続出荷を進めるため、左の表に栽培した品目を一人ひとりが規模拡大し、生産性の向上を図るとともに、産地拡大をめざしましょう。そのために、この制度を有効に利用されるようおすすしめします。

計算例

さといも(10月出荷)の場合

各品目別の市場基準額、保証基準額、最低基準額は左の表のとおりです。この中から、「さといも」を例にとって計算方法を説明しましょう。10月出荷の場合です。

①販売価格が別表の保証基準額(kg当たり191.00円)以上であった場合、補給金は交付されません。

②販売価格が別表の保証基準額以下で最低基準額(kg当たり84.90円)以上であった場合、保証基準額と販売価格の差が補給金として交付されます。

・kg当たり150円で販売されたとき
(保証基準額) (販売価格) (交付補給金)
191.00円 - 150円 = 41.00円
(交付補給金) (販売価格) (農家収入)
41.00円 + 150円 = 191.00円
となります。

③販売価格が別表の最低基準額を下回った場合は、保証基準額と最低基準額との差(補償単価)が補給金として交付されます。従って、補償単価に販売価格を加えたものが農家収入となります。

・kg当たり80円で販売されたとき
(保証基準額) (最低基準額) (補償単価)
191.00円 - 84.90円 = 106.10円
(補償単価) (販売価格) (農家収入)
106.10円 + 80円 = 186.10円
となります。

ただし、上記の販売価格は農協出荷をした市場販売価格の平均です。補給金は出荷農家それぞれの販売価格にかかわらず、一律同額(kg当たり)が交付されます。

加入希望者は市内各農協へ

加入方法

加入希望者は、所属する農協へお申し込みください。その際、県が補償する十品目(秋冬さといも、いちじ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬ねぎ、ごぼう、ばれいしょ、えだまめ、いんげん、アスパラガス)については、県の価格安定協会へも加入しなければなりません。

価格差が補給される品目、条件
左の表の十一品目です。このうち、いんげん(七月～八月)を含む十品目については、県と市が共同で、また六月出荷のいんげんとにんにくについて、

なわ、くわい計算方法は、左の計算例をご覧ください。
■問い合わせ: 市役所農林課 農産係(☎24-2111)内線2955、または市内四農協の営農指導員におたずねください。

有効利用で生産の拡大を!!

補償対象品目は秋冬さといもなど十一品目

なわで、農作物価格補償制度は、生産者が安心して野菜を作付けでき、かつ消費者へ安定供給することを目的としています。今号では、その概要について紹介します。

また、左の表で定める生産者負担金も必要ですが、出荷した農作物が保証基準額以上で販売された場合、補給金は交付されません。この場合、生産者負担金は全額返還されます。

補給金の交付額
補給金が交付されるのは、出荷した品目が左の表の保証基準額を下回り、かつ最低基準額の範囲内に価格が低落した場合です。この場合、その差額を全品目について〇〇%補給します。また、最低基準額を下回った場合は、補償単価が補給金として支払われます。

お買物、ご用命は市内で

老人から子供まで安心して使えます

ガス湯沸器

ガスショールーム ☎(22) 9651

お湯が出る

ボーンと押せば

ガスショールーム ☎(22) 9651

お買物、ご用命は市内で

駐車場完備

胃腸・皮膚・肛門(ぢ)・泌尿・×線

山田外科医院

正しい姿勢は健康の泉
居合道会員募集。女性歓迎